

三条商工会議所 新型コロナウイルスに関する経営相談窓口 飲食店時短営業 と 協力金支給のお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

新潟県全域が「まん延防止等重点措置」の指定を受けたことから、県内飲食店に営業時間短縮の要請が出ました。飲食店を営業する事業者が、県からの営業時間短縮の要請に感染防止対策を徹底した上で全期間、全面的にご協力いただいた場合に、協力金が支給されます。

【対象者】**食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けている施設を運営する事業者**

【対象要件】◎**令和4年1月20日(木)以前から開業**しており、**令和4年1月21日(金)0時～2月13日(日)24時の期間中、20時までの営業時間短縮及び酒類の提供禁止**（利用者の持込含む）に全面的に協力いただくこと。

※準備期間の為に協力開始が1月21日に間に合わない場合でも、1月24日(月)0時迄に協力を開始した場合、要件を満たします。

※「にいがた安心なお店応援プロジェクト」認証店は21時までの時短営業（酒類提供20時迄）を選択することも可能。その場合、協力金の額は少なくなります（詳細は下記の県HPを参照ください）。

※業種別ガイドラインに基づく感染防止対策を実施していること。

※従前より5時～20時の範囲内で営業している店舗は協力金の対象外。

◎**同一グループの同一テーブルでの会食は4人以内**とすること。

【支給単価】協力金の支給額は、1施設あたり1日単価×24日間となります。

	前年度又は前々年度の1日あたりの売上高		
	～7万5000円以下	7万5000円超～ 25万円以下	25万円超～
A 売上高 による算定	3万円/日	3～10万円/日 (1日の売上高の4割)	10万円/日
B 売上高減少額 による算定	【計算式】1日当たりの協力金額 = 前年度又は前々年度からの1日あたり売上高減少額×0.4 【上限額】20万円/日		

※中小企業者はA又はBのいずれかの算定方法を選択可。大企業はBで算定。

※「にいがた安心なお店応援プロジェクト」認証店が21時までの時短営業（酒類提供20時迄）を選択する場合は単価が変わります。詳細は下記の県HPを参照ください。

【申請方法】

申請先は各市町村になります。申請方法等は各市町村のHPで近日公開されます。

申請開始は時短要請期間終了後（2月13日以降）の見込みです。

【準備すること】

必要書類も各市町村のHPで近日公開されます。

なお、下記の書類は必ず求められますので、あらかじめご準備ください。

- ・ 営業時間短縮の実施状況がわかるもの（時短告知チラシ、HP・SNSなど）
- ・ 店舗の内観・外観写真（店舗名、感染対策の状況が確認出来るもの）

まずは時短を徹底し、準備を進めましょう

【新潟県HP】 <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/sangyoseisaku/>

[manerbousikyouryokukin.html](https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/sangyoseisaku/manerbousikyouryokukin.html)

<お問い合わせ> 三条商工会議所 新型コロナウイルスに関する経営相談窓口

経営支援課 担当/鳥部・川上・須藤

TEL 0256-32-1311 FAX 0256-32-1310

最新の支援制度情報はコチラ

<http://www.sanjo-cci.or.jp>